

食鳥処理事業許可事項変更届出に基づく許可証の書換え交付
(認定小規模食鳥処理業者に限る。) 審査基準

【事務の根拠】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「法」という。）第六条第三項

食鳥処理業者は、第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があったとき、又は第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

東京都衛生局生活環境部長通知

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に係る事務処理について」

(平成3年11月25日付3衛生獣第333号)より抜粋

認定小規模食鳥処理業者の食鳥処理事業許可事項変更届は、各保健所において書類審査のうえ受理し、食鳥処理事業許可証の変更許可等の履歴欄に必要事項を記入、押印し、返却すること。

【届出様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第五条

法第六条第三項の規定による届出は、食鳥処理事業許可事項変更届（別記第五号様式）によるものとする。

【変更許可等の履歴を記入・押印する食鳥処理事業許可証の様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第三条

知事は、法第三条の規定により許可をしたときは、食鳥処理事業許可証(別記第二号様式)を交付する。

参考条項

法第三条

食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

法第四条第一項

前条の許可を受けようとする者は、その食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 食鳥処理場の名称及び所在地
- 三 処理する食鳥の種類
- 四 食鳥処理場の構造及び設備の概要

法第六条第一項

第三条の許可を受けた者（以下「食鳥処理業者」という。）は、同条の許可に係る食鳥処理場（以下単に「食鳥処理場」という。）の構造又は設備を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第三条

法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 食鳥処理に使用する機械の変更
- 二 照明装置の変更
- 三 食鳥処理場内の水道配管の変更

年 月 日

殿

届出者 住 所
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食鳥処理事業許可事項変更届

食鳥処理の事業の許可に係る事項を変更したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 変更事項
- 4 変更の内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 5 変更した年月日
- 6 変更理由

添付書類

- (1) 変更事項を確認することのできる書類
- (2) 食鳥処理事業許可証
- (3) 法人の代表者変更の場合は、変更後の代表者が法第5条第1項各号に該当しない旨を記載した書類

(表)

第 号
食 鳥 処 理 事 業 許 可 証
住 所 氏 名
年 月 日付けで申請のあった食鳥処理の事業については、食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定により、下記のとおり許可します。
年 月 日
印
記
1 食鳥処理場の名称
2 食鳥処理場の所在地
3 処理する食鳥の種類
4 許可の条件

(日本産業規格A列4番)

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成16年東京都規則第345号)別記第1に準じた教示の文を付すこと。

(裏)

変更許可等の履歴

変更許可等年月日・番号	変 更 事 項